

生野区地域防災計画について

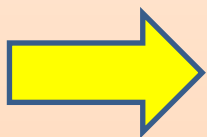
《東日本大震災》で「公助の限界」が明らかとなり、「自助・共助の重要性」が改めて認識され、また、《南海トラフ巨大地震》の被害想定が“甚大な広域災害”という想定が明らかとなった。これらの状況を踏まえ、国では、反省と教訓をもとに防災対策の再構築が図られ、「災害対策基本法」の改正などが行われました。

このような背景のもと生野区では、『生野区地域防災計画 ～区民のみなさまとともに進める防災・減災の取り組み～』を策定しました。

生野区防災計画の改訂ポイントについて

◆災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことから、「減災」の考え方を基本理念に据え、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また、経済的な被害をできるだけ小さくするように、当該地域における自発的な防災活動計画を作成することで、本市と連携した防災力の向上に努める。

防 災

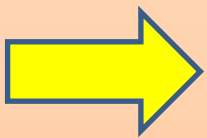


減 災

◆災害から自らを守るため、国や市役所などによる支援（公助）に加えて“個々の自立（自助）”“個々が連携する体制（共助）”など防災・減災につながる仕組みの構築

【新規】地域の特性に応じた「地区防災計画」の作成支援（P28）【充実】自主防災組織の活動支援（P32）
【充実】地域防災リーダーの育成（P32）【充実】防災知識の普及・啓発、防災・減災教育の推進、

公助の限界



自助、共助の確立

◆避難体制の充実

【充実】男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の防災活動等への参画を促進（P32）
【充実】備蓄物資の充実（発電機の整備、土のうステーションの整備、地域実情に応じた備蓄物資の多様化）（P33）

◆大都市特有の災害リスク

【充実】地下空間への浸水対策（P25）【充実】帰宅困難者対策（P25）